

鳥取県告示第559号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年11月20日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年9月30日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 申請のあった年月日

平成23年9月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鳥取県消費者協会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

安本 仁子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市観音寺新町一丁目14-24

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、一般消費者に対して、消費生活全般に関する啓発事業等を行い、自ら生活を創造する消費者の育成を図るとともに、消費者、事業者及び行政の連携の中で消費者主権の確立に寄与することを目的とする。